事 務 連 絡 平成 27 年 12 月 25 日

各都道府県衛生主管部(局)薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局審査管理課

「染毛剤製造販売承認基準について」の一部訂正について

「染毛剤製造販売承認基準について」(平成 27 年 3 月 25 日付け薬食発 0325 第 33 号厚生労働省医薬食品局長通知)について、その一部を別添のとおり訂正 方よろしくお願いいたします。

該当箇所	正	誤
別紙中、2(1)	別表2のⅢ欄 <u>、V欄B又は</u> V	別表2のV欄Bに掲げる有効成
ーイー (ア) の	欄Cに掲げる有効成分を <u>必要</u>	分を1種類以上配合し、必要に
第一剤(非酸化	<u>に応じて</u> 配合する。	<u>応じて</u> 別表2のⅢ欄 <u>又は</u> V欄C
染毛剤:2剤型		に掲げる有効成分を配合する <u>こ</u>
の第一剤)		<u>とができる</u> 。
別表 2 - 2 中、	硫酸 2,2'-[(4-アミノフェニル)	酸 2,2'-[(4-アミノフェニル)イミ
区分IのD及	イミノ]ビスエタノール	ノ]ビスエタノール
びE		